

今後のヒアリングの進め方について（案）

1 ヒアリング対象者

- (1) 企業の人事担当者
- (2) 労働組合の担当者

2 主なヒアリング事項

- (1) 企業・団体の概要
- (2) 裁量労働制の運用状況・企業における工夫・労働組合における対応 等

3 留意事項

- (1) ヒアリングは対象者からの説明及び質疑を予定。
- (2) 非公開で行うことが適当ではないか。